JR東日本エネルギー開発株式会社「(仮称)馬揚山風力発電事業 計画段階環境配慮書」に対する意見について

平成29年6月13日 経済産業省 商務流通保安グループ 電力安全課

本日、環境影響評価法第3条の6の規定に基づき、「(仮称)馬揚山風力発電事業計画段階環境配慮書」について、JR東日本エネルギー開発株式会社に対し、環境の保全の見地からの意見を述べた。

意見内容は別紙のとおり。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

・場 所 : 福島県いわき市三和町

・原動力の種類 : 風力(陸上)

·出 力 : 最大36,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

計画段階環境配慮書受理	平成29年 3月17日
環境大臣意見受理	平成29年 5月26日
経済産業大臣意見	平成29年 6月13日

問合せ先:電力安全課 高須賀、松井電話03-3501-1742(直通)

JR東日本エネルギー開発株式会社「(仮称)馬揚山風力発電事業 計画段階環境配慮書」に対する意見

1. 総論

(1)対象事業実施区域の設定

事業実施想定区域内及びその周辺には多数の住居及びその他環境の保全についての配慮が特に必要な施設(以下「住居等」という。)が存在しているが、本事業者は、本配慮書においては、住居を含めた広範囲の事業実施想定区域のみを示していることから、事業実施想定区域における風力発電設備及び取付道路等の附帯設備(以下「風力発電設備等」という。)の設置位置次第では、重大な環境影響が懸念される。このため、対象事業実施区域の設定に当たっては、騒音及び風車の影による生活環境への重大な影響が避けられない住居及びその近傍を対象事業実施区域から除外すること。

また、対象事業実施区域の設定に当たっては、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、事業実施想定区域からの絞り込みに際して環境影響の重大性の程度の変化を含めて、検討経緯を明確にすること。

(2) 累積的な影響

事業実施想定区域の周辺においては、他事業者による風力発電所が環境影響評価手続中であることから、累積的な影響が懸念される。このため、今後、環境影響評価図書等の公開情報の収集や他事業者との情報交換等に努め、累積的な影響について適切な予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等の構造・配置又は位置・規模(以下「配置等」という。)を検討すること。

(3) 事業計画の見直し

2. (1)、(2)及び(3)により、騒音等及び風車の影による生活環境への影響並び に鳥類に対する影響を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備等の配置等の再 検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。

(4)環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

2. 各論

(1)騒音等に係る環境影響

事業実施想定区域内及びその周辺には多数の住居等が存在しており、工事中及び供用時における騒音による生活環境への重大な影響が懸念されることから、環境保全に十全を期すことが求められる。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」(平成27年10月環境省)及び最新の知見等に基づき、住居等への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設

備等を住居等から離隔すること等により、騒音等による生活環境への影響を回避又は極力 低減すること。

(2) 風車の影に係る環境影響

事業実施想定区域内及びその周辺には多数の住居等が存在しており、供用時における風車の影による生活環境への重大な影響が懸念されることから、環境保全に十全を期すことが求められる。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、住居等への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居等から離隔すること等により、風車の影による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

(3) 鳥類に対する影響

事業実施想定区域及びその周辺では、クマタカの飛翔及び繁殖関連行動が確認されていることから、本事業の実施により、風力発電設備への衝突事故、移動経路の阻害等による鳥類への重大な影響が懸念される。このため、専門家等からの助言を踏まえた鳥類に関する適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等の配置等を検討すること。

(4) 人と自然との触れ合いの活動の場に対する影響

事業実施想定区域内には、人と自然との触れ合いの活動の場である「新田の大山桜」が存在しており、直接改変による影響のほか、工事中及び供用時の騒音、風車の影、景観変化等により、人と自然との触れ合いの活動の場への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、人と自然との触れ合いの活動の場の状態及び利用の状況に関する調査及び予測を行い、事業実施による影響を評価するとともに、その結果を踏まえ、影響を回避又は極力低減すること。また、事業計画の具体化並びに調査、予測及び評価に当たっては、管理者、利用者、地域住民及び関係自治体等の意見を踏まえること。

以上の検討の経緯及び内容について、方法書以降の図書に適切に記載すること。